

— 登記申請 & 事業立上げ支援メニュー —

1. 進出形態の選択

1) 新規登記	期間	手数料	
① 法人設立登記 (内資・外資)	1 - 2 ヶ月	100,000 THB	実費: 5,600 THB
- BOI ¹ 申請	3 - 4 ヶ月	200,000 THB～	
- IEAT ² 入居	3 - 4 ヶ月	不動産会社紹介可能	
- 外国人事業ライセンス申請	3 - 4 ヶ月	200,000 THB～	実費別途
- 各省庁ライセンス ³ 申請	2 - 6 ヶ月	50,000 THB～	実費別途
② 駐在員事務所設立	2 ヶ月	200,000 THB (日本での公証手続き代行可)	
③ その他 (支店登記、NPO 法人、協会等)	3 - 6 ヶ月	200,000 THB～	

※合併契約、付属定款を個別に作成する場合は別途見積りいたします。

2) 既存のタイ企業の事業買収	案件に応じて別途見積もり
- 株式取得による既存法人買収 (株式売買)	
- 新規法人設立による事業譲渡 (資産売買)	

3) 既存タイ法人への出向	30,000 THB/月 (弊社出向時の管理費)
弊社の出向受入スキームは 3 ヶ月以上の進出調査 (F/S) 等に伴う、ビザ/労働許可証の発行となります。	
出向受入期間は半年以内、出向者の給与相当額については業務委託契約を締結します。	

※出向受入は 1 社 1 名まで、出向受入に伴う費用は前金にて請求致します。社会保険料実費、ビザ/労働許可証取得費用は別途となります。

2. 設立登記後の手続き

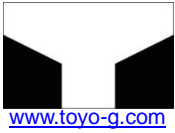
1) 税務 (VAT) 登録 (賃貸物件ではオーナーの許諾が必要)	法人設立登記にて包括サポート
2) 社会保険登録 (雇用後 1 ヶ月以内)	法人設立登記にて包括サポート
3) 法人銀行口座開設 (地場銀行は税務登録が必須)	原則自己対応 (書類サポート有)
4) 赴任者本人の B ビザ、労働許可証申請	
- タイ国外での B ビザ取得 (滞在期限 90 日)	原則自己対応
- B ビザにてタイ入国後の労働許可証申請	40,000 THB 実費: 3,100 THB
- B ビザ更新 (1 ヶ月更新後に 11 ヶ月更新)	20,000 THB～ 実費: 1,900 THB
- BOI へのポジション申請 (BOI のみ)*	10,000 THB
5) リエントリーパーミット (数次再入国許可) 申請 1 回あたり	5,000 THB 実費: 3,800 THB
6) O ビザにてタイ入国後の更新申請 (就労者帯同家族)**	10,000 THB (日本での取得は自己対応)
7) タイに最終入国後 90 日以上継続滞在した場合のレポート	1,500 THB (滞在 90 日毎に必要)

※バンコク都以外での手続きの場合は、追加料金として+10,000 THB となります。

※シングルエントリービザはタイに入国した時点で失効します。滞在期限内に入出国を繰り返す場合、タイ出国前にリエントリーパーミットの取得が必須となります。また、ビザ更新の都度、リエントリーパーミットの取得手続きが必要となります。

*BOI 奨励証書取得後、初回手続き時は e-expert システム利用開始申請も含む。

**赴任者の労働許可証取得が必要。配偶者、扶養家族のみが対象。O ビザの期限は赴任者の B ビザの期限と同じ。



3. 運営スタートにあたって必要な項目

<人事・労務>

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| 1) タイ人従業員の採用 (出納担当、通訳、総務等) | 人材紹介会社紹介可能 |
| 2) 最終選考のセカンドオピニオン (総務、経理、通訳) 1人あたり | 3,000 THB |
| 3) 就業規則、雇用契約書作成 | p3 「2.経営支援メニュー」参照 |
| 4) 給与規程作成、内部統制用の各種規程策定 | p3 「2.経営支援メニュー」参照 |
| 5) 給与計算 (毎月末日までの支給推奨) | 10,000 THB/月 (10名まで) |
| 6) 従業員個人の社会保険登録 (雇用後1ヶ月以内) | 給与計算に包括 |
| 7) 社会保険申告書作成 (毎月15日まで推奨) | 給与計算に包括 |
| 8) 福利厚生 (民間の医療保険、プロビデントファンド) | 他社紹介可能 |

<税務・会計>

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 9) 個人銀行口座開設 (原則として労働許可証取得後) | 自社、会計事務所にて対応 |
| 10) 個人 TAX ID 取得 (納税者番号) | 原則自己対応 |
| 11) 月次記帳業務、月次税務申告書作成* | 25,000 THB/月～ (グループ会社にて対応) |
| 12) 法人税申告書作成、中間法人税申告書作成 | 30,000 THB (グループ会社にて対応) |
| 13) 年次会計監査 (事前調書に基づき別途見積もり) | 50,000 THB～ (グループ会社にて対応) |

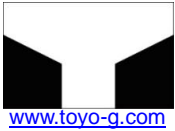
*源泉税: 翌月7日までに申告 (取引発生月のみ)、VAT: 翌月15日までに申告 (税務登録後毎月)

4. その他、法人立ち上げ時に必要な項目

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| 1) 事務所賃貸、レンタルオフィス選定、赴任者住居選定 | 不動産会社紹介可能 |
| 2) オフィス環境整備 (内装、OA 機器等) | 他社紹介可能 |
| 3) 社用車購入、リース | 他社紹介可能 |
| 4) 各種保険加入 (火災、自動車、家財、PL、経営者、団体等) | 他社紹介可能 |
| 5) 契約書のリーガルチェック (土地売買、不動産賃貸、合併等) | 月次マネジメントサポート契約にて対応 |
| 6) タイ国内での商標登録 (申請後6ヶ月間の公示期間が必要) | 他社紹介可能 |
| 7) ISO ⁴ 認証申請 | 他社紹介可能 |
| 8) FDA ⁵ ライセンス申請 | 他社紹介可能 |
| 9) 環境影響評価 ⁶ 申請 | 他社紹介可能 |
| 10) 工場操業許可申請 | 工業団地等にて対応 (弊社サポート可能) |
| 11) 不動産謄本調査 (所有者、面積、担保有無、評価額等) | 30,000 THB～ |
| 12) 不動産所有権移転登記申請 1権利証あたり | 80,000 THB～ |

※各種申請は Government Fee(実費)が別途発生します。実費分は見込額を事前にお預かりし、手続き完了後に差額を精算致します。

¹ 投資委員会、Board of Investment、² 工業団地公社、Industrial Estate Authority of Thailand、³ 運送業(陸運局)、古物商(内務省)、人材紹介(雇用局)、旅行業(観光局)、金融関連(タイ中央銀行)、学校関連(教育省)、エネルギー関連(エネルギー省)、⁴ ISO: International Organization for Standardization、⁵ FDA: Food and Drug Administration、⁶ EIA: Environmental Impact Assessment



一月次マネジメントサポート契約・経営支援メニュー

1. 月次マネジメントサポート契約

どこに問合せたらよいのかわからないちょっとした疑問から、まさかの時の緊急事態まで、『よろず相談窓口』として対応致します。ちょっとした気がかりをそのままにしないことが、トラブルの芽を摘み取ることに繋がります。

- ・ タイ進出・撤退、赴任者の着任・帰任・交代に関する各種ご相談
- ・ タイ法人経営管理全般のご相談
- ・ 法務、労務のセカンドオピニオン
- ・ 総務、経理、通訳人材の最終選考のセカンドオピニオン (弊社にて面談、1回あたり原則3名以内)
- ・ タイ人弁護士による契約書のネガティブチェック (枚数や内容によっては別途お見積りの場合がございます)
- ・ 労務管理、契約書、経理実務ひな形提供 (作成は"2.経営支援メニュー"記載の料金となります)
- ・ タイ側株主としての出資 (3%超の出資は応相談)
- ・ 週次ニュース、タイ省庁関連からの更新情報配信 (1アカウント無料)

<契約形態>

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| 1) 日本本社の海外担当者からのお問い合わせ | 100,000 円/月* |
| 2) タイ現地法人の日本人管理者からのお問い合わせ | 20,000 THB/月 |
| 3) 上記 1)、2)の両方からのお問い合わせ | 35,000 THB/月 or 130,000 円/月* |
| 4) タイ現地法人のタイ人マネージャーからのお問い合わせ | +10,000 THB/月** |
| 5) 会計記帳のレビューと税務相談 | 20,000 THB/月 (グループ会社にて対応) |

※お支払いは毎月月末締め翌月 25 日払いとなります。契約形態は、案件・プロジェクト単位での契約等、ご事情に合わせて対応可能です。

※弊社日本窓口とタイオフィスを接続した Web 会議の開催も承ります。

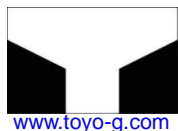
*円建て契約の場合は弊社日本窓口のネットロック株式会社との契約も可能。 **1)~3)の何れかの契約との組み合わせが必要。

2. 経営支援メニュー

・ 案件対応基本手数料	1 件あたり		20,000 THB	
1) 登記事項変更申請①*		1ヶ月	+5,000 THB	実費別途
2) 登記事項変更申請②**		1 - 2ヶ月	+10,000 THB	実費別途
3) 就業規則作成		2 - 3ヶ月	+20,000 THB	
4) 雇用契約書作成			+20,000 THB	
5) 給与規程作成			+20,000 THB	
6) 解雇通知書作成	1 人あたり		+20,000 THB	
7) 内部統制用の各種規程策定	1 件あたり		+20,000 THB~	
8) 合算申告 (PND91、PND93)	1 人あたり		各+10,000 THB	
9) 各種契約書起草	1 件あたり		+20,000 THB~	
10) 企業診断 (登記書類、契約書確認)			+30,000 THB	
11) 労務監査 (就業規則、給与規定、人事面談)			+50,000 THB~	(面談人数で変動)
12) 専門家同行	1 人あたり/日		+10,000 THB	交通費別途

※月次マネジメントサポート 1)~3)の何れかをご契約時は、案件対応基本手数料が掛かりません。

*取締役変更、株主変更、VAT 登録事項変更、社会保険事務局への変更申請等。 **社名変更、住所変更、事業目的変更、増資・減資等。



3. コンプライアンス・ホットライン (社内通報の外部受付窓口)

就業規則や会計・財務の規程遵守、差別行為またはハラスメントなどのコンプライアンスに関する懸念点を、タイ人従業員からメールで通報してもらおう外部受付窓口です。人事の専門家と弁護士にて対応チームを編成します。

一般相談等の通報対象外のメールを除き、通報から原則一週間以内に、日本語にて概要を報告致します。

- ・ 初期導入費 (専用アドレス設定、タイ語案内資料作成など) 20,000 THB
- ・ 月次窓口運営費 (月次分類レポート、日本語サマリ含む) 10,000 THB/月～ (対象者数で変動)

4. トラブル対応

案件対応基本手数料	1件あたり	20,000 THB/月
1) 訴訟事前対応	1件あたり	+20,000 THB～
2) 訴訟 (民事・刑事・労働) 第一審対応	1件あたり	+300,000 THB～
3) 訴訟後の対応 (強制執行、第二審手続き等)		案件に応じて別途見積もり
4) 労働組合対策、税務調査対策、株主・パートナー対策		案件に応じて別途見積もり

※月次マネジメントサポート1)～3)の何れかをご契約時は、案件対応基本手数料が掛かりません。

※見積もり金額の50%を着手時に頂きます。なお、着手金の返金は致しません。

※裁判所手数料、翻訳・通訳費用、書類代は訴訟対応費用には含まれません。

5. その他、運営管理チェックリスト

1) 労働許可証延長	10,000 THB	実費: 3,100 THB
2) Bビザ更新 (1ヶ月更新後に11ヶ月更新)	20,000 THB～	実費: 1,900 THB
3) Oビザ更新 (1ヶ月更新後に11ヶ月更新)	10,000 THB	実費: 1,900 THB
4) リエントリーパーミット (数次再入国許可) 申請 1回あたり	5,000 THB	実費: 3,800 THB
5) 労働許可証記載事項変更 1項目あたり	5,000 THB	実費別途
6) ビザ・労働許可証キャンセル	各 5,000 THB	
7) 奨励証書取得後のBOI運営サポート	他社紹介可能	
8) BOI 半期・年次申告、駐在員事務所年次報告書支援	弊社対応可能	
9) 各種ライセンス更新	弊社対応可能	
10) 社内不正調査	他社紹介可能	
11) タイ人公証人による公証対応 1件あたり	10,000 THB	
12) 法人、駐在員事務所解散 (決算業務、監査を除く事務手続き)	100,000 THB	実費: 1,000 THB～
13) 法人清算手続き中の維持管理 (税務署、商務省への申告)	20,000 THB/月	
14) 清算人業務サポート	10,000 THB/月～	

- ・ 契約書、証憑書類等の翻訳費用は別途実費となります。
- ・ バンコク都外への出張の場合、出張経費 50 THB/km を別途請求致します。バンコク都内への出張は対応しておりません。
- ・ 弊社手数料は VAT 別途、Government Fee (実費) は非課税となります。
- ・ 弊社の標準スケジュールよりも前倒しでの各種手続き、登記申請等をご依頼の場合、特別対応手数料として 30%加算致します。
なお、特別対応手数料を頂戴した場合でも、前倒しで確実に完了する保証はできませんので予めご了承ください。